

自家用有償旅客運送【(市町村有償運送)  
気高循環バス・絹見バス】の更新登録について

## 市町村運営有償運送（気高循環バス・絹見バス）が必要な理由

### ★気高循環バス

前身は気高町福祉バス。平成6年4月、路線バス（日ノ丸自動車㈱：瑞穂線）の廃止に伴い、生活交通の確保のため運行を開始した気高町福祉バスは、平成15年6月には新設の公共施設の利用促進等を目的とし、路線バスの空白時間帯を中心に運行区域を全町に拡大し4路線10便運行していました。

平成18年7月から、道路運送法第78条に基づく自家用有償運送（市町村有償運送）の「鳥取市気高循環バス」として運行しています。

平成20年10月からは、路線バス逢坂線（1日7往復（1～3時間間隔））の廃止に伴い逢坂線を増便しています。

逢坂線は12月1日から3月31日までは、気高中学校まで運行します。

上記経過により、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために必要であります。

よって今回、引き続き市町村有償運送を実施するため更新登録を行うものです。

#### ・運行内容

運行方法	事業実施主体は鳥取市（道路運送法第78条）
運行区間	気高地域及び鹿野地域内 4路線（16便）
運行日	平日（土・日、祝日、12月29日～1月3日は運休）
運賃	200円（小学生、障がい者等 100円）

#### （経過）

平成18年6月13日	自家用有償旅客運送（市町村有償運送）気高循環バス申請許可（有効期限 平成20年9月30日）
7月 3日	気高循環バスの運行開始
平成20年9月16日	自家用有償旅客運送（市町村有償運送）気高循環バス更新登録（有効期限 平成23年9月30日）
10月 1日	気高循環バス（逢坂線）の追加等運行

### ★絹見バス

青谷町絹見・引地地域は路線バスが運行されておらず、いちばん近い路線バスのバス停まで約4～5km離れており「交通空白地域」となっていました。

そこで、平成52年より小中学生の通学手段を確保するため、スクールバスが1日3便運行されていたが、高齢者等の通院・買い物などの生活交通の確保も急務となっ

ていました。

そこで、平成 23 年 4 月から小中学生のスクールバス機能の維持及び高齢者等の通院、買物等の生活交通を確保するため、一般の方も利用することが出来る市町村運営有償運送の「鳥取市絹見バス」として運行しているものです。

上記経過により、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために必要であります。

よって今回、引き続き市町村有償運送を実施するため更新登録を行うものです。

・運行内容

運行方法	事業実施主体は鳥取市（道路運送法第 78 条）
運行区間	青谷町絹見・引地地域内 1 路線（10 便）
運行日	平日（土・日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は運休、学校行事臨時）
運賃	200 円（小学生、障がい者等 100 円）

（経過等）

平成 23 年 2 月 22 日	自家用有償旅客運送の変更登録の申請について、鳥取市生活交通会議で協議
3 月 9 日	自家用有償旅客運送（市町村有償運送）絹見バス変更許可（有効期限 平成 23 年 9 月 30 日）
4 月 7 日	絹見バス運行開始

第6号様式（第2条の2関係）（日本工業規格A列4番）

鳥取運輸支局

種別  市町村  過疎地  福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（22年度）

中国運輸局鳥取運輸支局長 殿

住 所 鳥取市尚徳町116番地  
 運送者名 鳥取市  
 代表者名 鳥取市長 竹内 功  
 電話番号 0857-20-3257

概況（平成23年3月31日現在）

		管轄区域内	全 国
		鳥取市	
自家用有償旅客 運送自動車数	寝台車（両）	0（0）	（ ）
	車いす車（両）	0（0）	（ ）
	兼用車（両）	0（0）	（ ）
	回転シート車（両）	0（0）	（ ）
	セダン等（両）	4（0）	（ ）
	バス（両）	2	
	計（両）	6（0）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域		鳥取市内	
運送する旅客の範囲及び数		鳥取市気高町及び鹿野町の住民	

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管轄区域内	全 国
		鳥取市	
走行キロ（キロメートル）		93,167 km	
輸送人員（人）又は運送回数（回）		11,595人／3,904回	
運送収入（千円）		2,129千円	

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管轄区域内	全 国
		鳥取市	
交通事故件数		0件	
重大事故件数		0件	
死者数		0件	
負傷者数		0件	

- 備考 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。  
 2 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。  
 3 全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。  
 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。  
 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。  
 6 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。  
 7 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。  
 8 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

気高循環バス実績(H20~22実績資料)

	H20				H21				H22			
	大人	小学生等	計	収入	大人	小学生等	計	収入	大人	小学生等	計	収入
4月	559	53	612	101,950	761	205	966	172,700	808	184	992	180,000
5月	457	49	506	85,200	699	199	898	159,700	730	191	921	165,100
6月	457	50	507	84,000	812	212	1,024	183,600	852	182	1,034	188,600
7月	541	65	606	100,350	920	204	1,124	204,400	855	167	1,022	187,700
8月	494	67	561	93,850	727	224	951	167,800	741	153	894	163,500
9月	557	79	636	102,800	796	210	1,006	180,200	781	164	945	172,600
10月	790	209	999	178,900	812	211	1,023	183,500	752	168	920	167,200
11月	646	174	820	146,600	796	183	979	177,500	821	129	950	177,100
12月	737	163	900	163,700	947	160	1,107	205,400	775	131	906	168,100
1月	762	164	926	168,800	844	194	1,038	188,200	805	148	953	175,800
2月	761	182	943	170,400	905	168	1,073	197,800	893	133	1,026	191,900
3月	808	200	1,008	181,600	853	237	1,090	194,300	884	148	1,032	191,600
計	7,569	1,455	9,024	1,578,150	9,872	2,407	12,279	2,215,100	9,697	1,898	11,595	2,129,200

鳥取市自家用有償バス運行実績表（月次合計） 月次確認用

※ 便数-系統で表示する。

人数分

絹見バス線 奇数便：引地→青谷  
偶数便：青谷→引地

1、8、10便以外はデマンド運行

便名	実車キロ	4月			5月			6月			合計			備考	
		大人	定期券	合計	大人	定期券	合計	大人	定期券	合計	大人	定期券	合計		
1	7.7	6	153	160	4	170	174	4	228	232	14	551	566	7:30	
2	7.7	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	7:46	
3	7.7	1	0	1	3	4	8	0	0	0	4	4	9	9:00	青谷支所止
4	7.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9:50	青谷支所発
5	7.7	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	11:15	青谷支所止
6	7.7	0	11	11	1	0	1	0	0	0	1	11	12	11:30	青谷支所発
7	7.7	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	2	16:14	水曜 15:14
8	7.7	3	72	75	0	97	97	0	109	109	3	278	281	16:30	水曜 15:30
9	7.7	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	18:09	
10	7.7	0	18	18	0	48	48	0	41	41	0	107	107	18:25	
臨時便	7.7	0	14	14	0	0	0	0	6	6	0	20	20		
臨時便	7.7	0	0	0	0	23	23	0	0	0	0	23	23		
(定期券)	7.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	1093.4	14	269	284	8	342	351	6	384	390	28	995	1,025		

## 金額分

便名	実車キ口	4月			5月			6月			合計		
		運送収入	定期券 補助収入	合計	運送収入	定期券 補助収入	合計	運送収入	定期券 補助収入	合計	運送収入	定期券 補助収入	合計
1	7.7	1200		1200	800		800	800		800	2800		2800
2	7.7	400		400	0		0	0		0	400		400
3	7.7	200		200	600		600	0		0	800		800
4	7.7	0		0	0		0	0		0	0		0
5	7.7	400		400	0		0	0		0	400		400
6	7.7	0		0	200		200	0		0	200		200
7	7.7	0		0	0		0	200		200	200		200
8	7.7	600		600	0		0	0		0	600		600
9	7.7	0		0	0		0	200		200	200		200
10	7.7	0		0	0		0	0		0	0		0
臨時便	7.7	0		0	0		0	0		0	0		0
臨時便	7.7	0		0	0		0	0		0	0		0
(定期券)	7.7	0		0	0	154,880	154,880	0	0	0	0	154,880	154,880
合計	0	2,800		2800	1,600	154,880	156,480	1200	0	1200	5,600	154,880	160,480

地域公共交通会議において合意を必要とする事項

合意を必要とする事項	新規登録	更新登録
<p>(1) 市町村運営有償運送の必要性 (新規登録の場合) 当該地域の輸送状況等から、道路運送法第79条の4第1項第5号の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であること。 <u>バス等の公共交通機関が不在の場合、又はバス等の公共交通機関のみによっては、住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。</u> (更新登録の場合) 法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域において自家用有償旅客運送が必要であること。</p>	○	○
<p>(2) 旅客から収受する対価（規則第51条の15）</p>	○	変更の場合のみ ○
<p>(3) その他必要と認められる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村運営有償運送に使用する自動車の種類ごとの数</li> <li>・運転者に求められる要件</li> <li>・損害賠償措置、運行管理の体制、整備管理の体制</li> <li>・事故時の連絡体制、苦情処理体制</li> </ul>	○	変更の場合のみ ○

○道路運送法

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

(旅客から収受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。

二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。